

立木公売公告等の一部訂正について

令和4年8月10日付けで公告を行った「立木公売公告」の「別紙1 特約事項 5 その他」及び「立木公売物件総括表」について、下記の理由により別添のとおり訂正します。「立木公売物件総括表」等の訂正に付随して物件番号3号に係る「物件明細書」、「樹材種別一覧表」、「位置図」及び「伐区図」を削除します。

令和4年8月25日

分任契約担当官

十勝西部森林管理署東大雪支署長 澤田 浩也

記

3号物件に使用するペンケニコロベツ林道の一部通行止め

【誤】

別紙 1

特約事項

5 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道保護のため、各年3月中旬から5月下旬までの期間は運材を停止して下さい。
- (6) （1号物件適用）電源開発株式会社上士幌電力所の管理する道を通行することから、着手前に上士幌電力所と協議をすること。
- (7) （1号物件適用）送電線敷の貸付用地の見出し標識等があるため、損傷しないよう事業実行すること。
- (8) （3号物件適用）ペンケニコロベツ林道と平行して取水導水管路があるため、境界標を確認し、損傷しないよう事業実行すること。

【正】

別紙 1

特約事項

5 その他

- (1) 森林官と十分打ち合わせし、その指示に従うこと。
- (2) 希少野生生物を発見した場合は、速やかに森林官に連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 事業実行に伴って、買受人の過失により森林法等の法規に違反した場合は、国有林として買受人を告発することも有りえることをご承知下さい。
- (4) 民有林との境界付近で作業する場合は、境界に埋設してある境界標（石標等）を確認し、越境等の無いようにすること。
- (5) 林道保護のため、各年3月中旬から5月下旬までの期間は運材を停止して下さい。
- (6) （1号物件適用）電源開発株式会社上士幌電力所の管理する道を通行することから、着手前に上士幌電力所と協議をすること。
- (7) （1号物件適用）送電線敷の貸付用地の見出し標識等があるため、損傷しないよう事業実行すること。

